

## ○春日市重度障害者医療費の支給に関する条例

(昭和 49 年 10 月 1 日条例第 23 号)

**改正** 昭和 50 年 10 月 7 日条例第 13 号 昭和 52 年 3 月 31 日条例第 7 号  
昭和 57 年 12 月 25 日条例第 23 号 昭和 58 年 12 月 17 日条例第 23 号  
昭和 59 年 10 月 5 日条例第 21 号 昭和 60 年 3 月 25 日条例第 12 号  
平成元年 12 月 22 日条例第 27 号 平成 5 年 3 月 30 日条例第 10 号  
平成 8 年 12 月 24 日条例第 27 号 平成 9 年 7 月 3 日条例第 8 号  
平成 11 年 3 月 18 日条例第 9 号 平成 12 年 12 月 21 日条例第 49 号  
平成 13 年 6 月 28 日条例第 17 号 平成 18 年 3 月 24 日条例第 3 号  
平成 18 年 9 月 21 日条例第 33 号 平成 20 年 3 月 26 日条例第 13 号  
平成 20 年 6 月 18 日条例第 28 号 平成 23 年 6 月 24 日条例第 23 号  
平成 23 年 9 月 27 日条例第 30 号 平成 25 年 3 月 27 日条例第 7 号  
平成 26 年 9 月 25 日条例第 27 号 平成 28 年 6 月 28 日条例第 32 号

(目的)

第 1 条 この条例は、重度障害者の医療費の一部をその者又はその保護者に支給することにより、もって重度障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「重度障害者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 11 条第 1 項第 2 号及び知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 11 条第 1 項第 2 号の規定により重度の知的障害者と判定された者
  - (2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に規定する身体障害者障害程度等級表の 1 級又は 2 級に該当するもの
  - (3) 児童福祉法第 11 条第 1 項第 2 号又は知的障害者福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の規定により、中等度の知的障害者と判定され、かつ、前号に規定する身体障害者障害程度等級表の 3 級に該当するもの
  - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準(平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1133 号厚生省保健医療局長通知別紙)の 1 級に該当するもの
- 2 この条例において「保護者」とは、春日市の区域内に住所を有する重度障害者の配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、重度障害者を現に監護するものをいう。
- 3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)

- (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
  - (3) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
  - (4) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
  - (5) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
  - (6) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
  - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
- 4 この条例において「医療保険各法の保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合をいう。
  - 5 この条例において「65 歳未満の者」とは、65 歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。
  - 6 この条例において「65 歳以上の者」とは、65 歳に達する日の属する月の末日を経過した者をいう。
  - 7 この条例において「低所得者」とは、医療保険各法の規定により、医療保険各法の保険者が現に低所得者と認定した者をいう。

(対象者)

第 3 条 この条例の対象者は、次のいずれにも該当する重度障害者とする。

- (1) 春日市の区域内に住所を有する 3 歳に達する日の属する月の末日を経過した者
  - (2) 医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者。ただし、65 歳以上の者については、高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 1 項各号に規定する被保険者に限る。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。
    - (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受けている者
    - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)の規定による医療支援給付を受けている者
    - (3) 重度障害者の前年の所得(1 月から 9 月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号)第 7 条に規定する額を超えるときの当該重度障害者
    - (4) 重度障害者の配偶者又は民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持している者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 2 条第 2 項に規定する額(当該重度障害者が 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある場合にあつては、児童手当法施行令(昭和 46 年政令第 281 号)第 1 条に規定する額)以上であるときの当該重度障害者
  - 3 前項第 3 号に規定する所得は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 4 条及び第 12 条第 4 項において読み替えて準用する同令第 5 条の規定により算出した額と

する。ただし、同令第12条第4項において読み替えて準用する同令第5条第1項中「総所得金額、」の読み替えは行わないものとする。

- 4 第2項第4号に規定する所得は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条及び第5条(同号の重度障害者が12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては、児童手当法施行令第2条及び第3条)の規定により算出した額とする。
- 5 法律上の婚姻歴がない者であつて規則で定めるもの(以下この項及び次項において「特例該当者」という。)に係る前2項の規定による所得の算出については、特例該当者を特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条第2項第3号に該当する者(特例該当者が12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある重度障害者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持している者である場合は、児童手当法施行令第3条第2項第3号に掲げる控除を受けた者)とみなして算出するものとする。
- 6 前項の規定による所得の算出を受けようとする特例該当者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請をしなければならない。

(重度障害者医療費の支給)

第4条 市は、重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額(以下「医療費」という。)のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う医療保険各法の保険者が負担すべき額(国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額)が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。)を、当該重度障害者又はその保護者に対し、重度障害者医療費として支給する。ただし、当該重度障害者医療費のうち、医療機関(薬局を除く。)ごとに次に掲げる額については、支給しない。

- (1) 入院の場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額
    - ア 低所得者以外の者 1日につき500円。ただし、1月につき10,000円(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、1月につき3,500円)を限度とする。
    - イ 低所得者 1日につき300円。ただし、1月につき6,000円(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、1月につき2,100円)を限度とする。
  - (2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき500円。ただし、自己負担分相当額が500円に満たない額るときは、当該額とする。
- 2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療及び歯科診療以外の診療は、別の医療機関とみなす。

- 3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号に規定する者(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)の医療費のうち、精神病床への入院医療に係る費用については、重度障害者医療費は支給しない。
- 4 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法及び後期高齢者医療制度の療養に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給資格の認定)

第5条 重度障害者医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請をし、重度障害者医療費の受給資格の認定を受けなければならない。当該認定を受けた者が、毎年10月1日以降引き続き重度障害者医療費の支給を受けようとする場合においても、また同様とする。

- 2 前項の規定に基づき受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、当該受給資格の認定を受けた日の属する月の初日から当該受給資格の認定を受けなくなった日の属する月の前月の末日までの間、春日市こども医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第22号)に規定することも医療費の受給資格(同条例第2条第2号イに掲げる児童に係る受給資格を除く。)を有しない。

(重度障害者医療証の交付)

第6条 市長は、受給資格者に対し、規則の定めるところにより、重度障害者医療証を交付するものとする。

- 2 重度障害者医療費の受給資格の認定を受けた日の前月まで、春日市こども医療費の支給に関する条例に規定することも医療費の受給資格の認定を受けていた者は、重度障害者医療証の交付と引換えに同条例に規定することも医療証を市長に返納しなければならない。
- 3 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による重度障害者医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、第1項の規定にかかわらず、重度障害者医療証を交付しないものとする。

(重度障害者医療証の提出)

第7条 重度障害者が規則で定める病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に重度障害者医療証を提出するものとする。

(支給の方法)

第8条 市長は、重度障害者医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し重度障害者医療費の支給があったものとみなす。

- 3 市長は、重度障害者が受けた医療について、医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法により難いと認めたときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、重度障害者医療費を支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、重度障害者について、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(損害賠償請求権)

第10条 市は、重度障害者医療費の支給の事由が第三者の行為により生じた場合において、重度障害者医療費の支給を行ったときは、その支給した価額の限度において、受給資格者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する。

- 2 前項に規定する場合において、受給資格者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、この条例の規定による重度障害者医療費の支給は行わない。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により重度障害者医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 重度障害者医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(施設等に入所した場合の特例)

第13条 市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第15項に規定する共同生活援助を行う住居、同条第26項に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「障害者施設等」という。)に入所したため、障害者施設等の所在する市町村の区域内に住所を変更したと認められる者は、春日市の区域内に住所を有する者とみなしてこの条例の規定を適用する。

- 2 児童福祉法第6条の2の2第3項の指定発達支援医療機関又は同法第7条第1項に規定する障害児入所施設(以下「障害児施設等」という。)に入所したため、障害児施設等の所在する市町村の区域内に住所を変更したと認められる者であって、当該障害児施設等に入所した際、春日市の区域内に住所を有していたと認められるものは、春日市の区域内に住所を有する者とみなしてこの条例の規定を適用する。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 10 月 1 日以降に受ける医療に係る重度障害者医療費から適用する。

附 則(昭和 50 年 10 月 7 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 10 月 1 日以降に受ける医療に係る重度障害者医療費から適用する。

附 則(昭和 52 年 3 月 31 日条例第 7 号)

この条例は、昭和 52 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 12 月 25 日条例第 23 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 58 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 12 月 17 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 10 月 5 日条例第 21 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 59 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 60 年 3 月 25 日条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行し、昭和 59 年 10 月 1 日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、改正前の春日市重度心身障害者医療費助成条例第 3 条に規定する者に対する医療費の支給については、なお従前の例による。  
(春日市乳幼児医療費助成条例の一部改正)
- 3 春日市乳幼児医療費助成条例(昭和 49 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略  
(春日市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正)
- 4 春日市母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和 58 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(春日市高齢者医療費助成条例の一部改正)

- 5 春日市高齢者医療費助成条例(昭和48年条例第14号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成元年12月22日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に行われた療養に関する給付に係る医療費の支給については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(春日市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 春日市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例(昭和60年条例第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成5年3月30日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成8年12月24日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則(平成9年7月3日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日市国民健康保険条例等の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成11年3月18日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月21日条例第49号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年6月28日条例第17号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の春日市重度心身障害者医療費助成条例第3条第1項第2号の規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則(平成18年3月24日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市重度心身障害者医療費助成条例第12条の規定は、施行日以後に重度障害者医療費の支給を始めた者について適用し、同日前に重度障害者医療費の支給を始めた者については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月21日条例第33号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日条例第13号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び第3条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) この条例による改正後の春日市重度心身障害者医療費助成条例(以下「改正後の条例」という。)第12条第1項の規定 平成18年4月1日

(2) 改正後の条例第12条第2項の規定 平成18年10月1日

(経過措置)

- 3 改正後の条例第12条第1項の規定の適用については、平成18年4月1日から平成18年9月30日までの間、同項中「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第5項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第12項に規定する障害者支援施設(同法附則第41条第2項又は第58条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる施設を含む。)、同法第5条第22項に規定する福祉ホーム、同条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項に規定する共同生活援助を行う住居又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設」とあるのは、「身体障害者福祉法第5条に規定する身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法第5条に規定する知的障害者援護施設又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第16項に規定する共同生活援助を行う住居」とする。

附 則(平成20年6月18日条例第28号)



(施行期日等)

- 1 この条例は、平成20年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、同日以降に受ける医療に係る重度障害者医療費から適用する。ただし、第2条の次に1条を加える改正規定(第3条第2項第2号に係る部分に限る。)及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の春日市重度障害者医療費の支給に関する条例第3条に規定する対象者に係る重度障害者医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対する重度障害者医療証の交付は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成23年6月24日条例第23号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月27日条例第30号)

この条例中第1条の規定は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)附則第1条第3号に規定する政令で定める日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日条例第7号)

この条例中第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月25日条例第27号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年6月28日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市重度障害者医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、施行日以後の療養に係る重度障害者医療費の支給について適用し、施行日前の療養に係る重度障害者医療費の支給については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例の規定による重度障害者医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対する重度障害者医療証の交付は、施行日前においても行うことができる。

○春日市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則

(昭和49年10月1日規則第19号)

**改正** 昭和50年10月30日規則第18号 昭和52年5月1日規則第14号  
昭和58年3月8日規則第3号 昭和60年3月30日規則第18号  
昭和61年8月5日規則第25号 平成元年12月28日規則第26号  
平成5年3月31日規則第4号 平成6年9月30日規則第19号  
平成9年3月31日規則第15号 平成11年3月29日規則第27号  
平成13年7月2日規則第23号 平成14年3月25日規則第13号  
平成14年9月27日規則第48号 平成17年3月25日規則第16号  
平成18年9月29日規則第60号 平成18年10月31日規則第66号  
平成20年3月31日規則第23号 平成20年8月15日規則第50号  
平成22年4月1日規則第34号 平成23年12月28日規則第41号  
平成27年6月24日規則第46号 平成28年3月25日規則第19号  
平成28年3月31日規則第42号 平成28年7月4日規則第82号

(趣旨)

第1条 この規則は、春日市重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(所得の算出における寡婦(寡夫)控除のみなし適用)

第2条の2 条例第3条第5項の規則で定めるもの(女子に限る。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第5条第2項第3号に規定する地方税法(昭和25年法律第226号)第34条第3項に規定する寡婦であるときの控除を受けることができる者は、第1号及び第2号に該当する者であって、前年(1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年)の12月31日(以下「基準日」という。)及び第4項の規定による申請(以下この項及び次項において「申請」という。)の時において、地方税法第34条第3項に規定する扶養親族である子(20歳に満たない者に限る。)を有し、かつ、基準日の属する年の合計所得金額が500万円以下であるものとする。

(1) 基準日以前に法律上の婚姻歴がない者

(2) 基準日及び申請の時において婚姻の状態(婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)にない者

(3) 基準日及び申請の時において地方税法第23条第1項第11号イに規定する扶養親族その他当該女子と生計を一にする親族で政令で定めるもの(20歳に満たない者に限る。)を有する者

- 2 条例第3条第5項の規則で定めるもの(男子に限る。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 基準日以前に法律上の婚姻歴がない者
  - (2) 基準日及び申請の時ににおいて婚姻の状態にない者
  - (3) 基準日及び申請の時ににおいて地方税法第23条第1項第12号に規定する当該男子と生計を一にする親族で政令で定めるもの(20歳に満たない者に限る。)を有し、かつ、基準日の属する年の合計所得金額が500万円以下である者
- 3 前2項の規定にかかわらず、条例第3条第5項に規定する12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある重度障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持している者に係る条例第3条第5項の規則で定めるものは、春日市子ども医療費の支給に関する条例施行規則(昭和49年規則第20号)第2条の2第1項及び第2項に規定する者とする。
- 4 前3項の規定による所得の算出を受けようとする者は、春日市寡婦(寡夫)控除のみなし適用に関する要綱(平成28年3月告示第25号)の定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請しなければならない。

(受給資格の認定申請等)

第3条 条例第5条第1項の規定により、重度障害者医療費の受給資格の認定を受けようとする者は、あらかじめ(受給資格者が同項後段の規定により毎年10月1日以降引き続き重度障害者医療費の受給資格の認定を受けようとする場合にあっては、当該年の8月1日から同月31日までの間に)重度障害者医療費受給資格(認定・更新)申請書に次に掲げる書類を添え、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 医療保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証
  - (2) 条例第2条第1項第1号若しくは第3号に規定する重度若しくは中等度の知的障害者と判定されたことを証する書類、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳
  - (3) 条例第3条に規定する対象者であることを証する書類
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。
  - 3 重度障害者医療費の受給資格(以下この条において「受給資格」という。)の認定を受けようとする者が重度障害者医療費受給資格(認定・更新)申請書及び第1項各号に掲げる書類(以下この条において「申請書」という。)を提出する際、当該認定を受けようとする期間(以下「当該認定の期間」という。)の末日後も継続して受給資格の認定の申請を行う旨を申し出たときは、当該認定の期間の末日後の受給資格の認定に係る申請については、申請書の提出を要しない。ただし、次項の規定による審査により受給資格

がないと市長が認めた者に係る当該認定の期間の末日後の受給資格の認定の申請である場合その他市長が必要と認めた場合については、申請書の全部又は一部を提出しなければならない。

- 4 市長は、第1項の規定による申請(前項の規定により申請書の提出を要しない場合に係る申請を含む。)があったときは、当該申請に係る書類等に基づき当該申請をした者(次項において「申請者」という。)の受給資格を審査し、その認定の可否を決定する。
- 5 市長は、前項の規定による審査の結果、受給資格がないと認めたときは、その理由を付して、申請者に対し通知するものとする。

(医療証の交付等)

第4条 条例第6条第1項の規定による重度障害者医療証(以下「医療証」という。)の交付は、市長が交付の可否を審査した上、行うものとする。

- 2 市長は、条例第6条第3項の規定により、医療証を交付しないものと決定したときは、その理由を付して、受給資格者に対し通知するものとする。
- 3 受給資格者は、第1項の規定により交付された医療証の有効期間が満了したとき、又はその受給資格を喪失したときは、当該医療証を速やかに市長に返還しなければならない。

(医療証の有効期間等)

第5条 医療証の有効期間は、条例第5条第1項の規定により受給資格の認定を受けた日以後最初に到来する9月30日までとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める日までとする。

- (1) 受給資格の認定を受けた日以後最初に到来する9月30日までの間に当該認定の期間が満了する場合 当該受給資格の認定の期間が満了する日の属する月の末日
- (2) 12歳に達する場合 12歳に達する日以後の最初の3月31日
- (3) 65歳未満の者が受給資格の認定を受けた日以後最初に到来する9月30日までに65歳に達する場合 65歳に達する日の属する月の末日

(医療証の更新等)

第6条 条例第5条第1項後段の規定により引き続き重度障害者医療費の受給資格の認定を受けた者に対する第4条第1項の医療証の交付は、従来の医療証を更新して行うことができる。

(医療証の再交付)

- 第7条 受給資格者は、医療証を破り、よごし、又は失ったときは、医療(変更・喪失)届出書兼医療証再交付申請書を市長に提出し、医療証の再交付を受けることができる。
- 2 医療証を破り、又はよごした場合における前項の申請書には、その医療証を添えなければならない。
  - 3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、速やかに市長に返還しなければならない。

(保険医療機関等)

第8条 条例第7条に規定する規則で定める病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)は、次に掲げる病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号の保険医療機関及び保険薬局並びに同法第88条の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーション
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長の定める病院、診療所及び薬局  
(重度障害者医療費の請求)

第9条 保険医療機関等は、条例第8条第1項の規定により、重度障害者医療費の支払を市長に請求しようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。ただし、受給資格者が国民健康保険の被保険者以外にあっては、こ障親医療費請求書又はこ障親訪問看護療養費請求書を提出するものとする。

(重度障害者医療費の支給申請)

第10条 受給資格者は、条例第8条第3項の規定により、重度障害者医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えて、重度障害者医療費支給申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、重度心身障害者(以下「重度障害者」という。)が春日市国民健康保険の被保険者であつて、当該重度障害者に係る重度障害者医療費の額を公簿等によって確認できるときは、前項の証拠書類の提出を省略させることができる。

(重度障害者医療費に関する決定の通知)

第11条 市長は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、重度障害者医療費の支給に関する決定をしたときは、文書をもってその内容を当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、重度障害者医療費の全部又は一部につき不支給の決定をしたときは、その理由を付記するものとする。

(届出)

第12条 条例第9条で規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 重度障害者の住所及び氏名
- (2) 重度障害者の世帯主又は被保険者、組合員若しくは加入者(以下「被保険者等」という。)の住所及び氏名(重度障害者が被保険者等でない場合のみ。)
- (3) 受給資格者の住所及び氏名(受給資格者が重度障害者又は被保険者等でない場合のみ。)
- (4) 重度障害者の死亡
- (5) 重度障害者の被保険者等
- (6) 重度障害者の被保険者等に係る保険者
- (7) 障害の程度が軽減した事実
- (8) その他市長が必要と認める事項

- 2 受給資格者は、条例第9条の規定により届出をしようとするときは、医療(変更・喪失)届出書兼医療証再交付申請書に医療証を添えて、これを市長に提出しなければならない。
- 3 受給資格者は、条例第3条に規定する対象者でなくなったときは、医療(変更・喪失)届出書兼医療証再交付申請書に医療証を添えて、これを市長に提出しなければならない。
- 4 受給資格者は、重度障害者医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第三者の行為による傷病届に医療証を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。
- 5 受給資格者は、前項の規定による届出をする場合において、当該重度障害者医療費の支給事由が交通事故によるものであるときは、交通事故証明書、事故発生状況報告書その他市長が必要と認める書類を併せて提出しなければならない。

(様式)

第13条 この規則の施行に関し必要な書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 重度障害者医療費受給資格(認定・更新)申請書 様式第1号
- (2) 重度障害者医療証(3歳から12歳用) 様式第2号
- (3) 重度障害者医療証(12歳から65歳未満用) 様式第3号
- (4) 重度障害者医療証(12歳から65歳未満兼精神障害者用) 様式第3号の2
- (5) 重度障害者医療証(65歳以上用) 様式第4号
- (6) 重度障害者医療証(65歳以上兼精神障害者用) 様式第4号の2
- (7) 医療(変更・喪失)届出書兼医療証再交付申請書 様式第5号
- (8) こ障親医療費請求書(医科、歯科用) 様式第6号
- (9) こ障親医療費請求書(調剤用) 様式第7号
- (10) こ障親訪問看護療養費請求書 様式第8号
- (11) 重度障害者医療費支給申請書 様式第9号
- (12) 第三者の行為による傷病届 様式第10号
- (13) 事故発生状況報告書 様式第11号

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日以降に受ける医療に係る重度障害者医療費から適用する。

附 則(昭和50年10月30日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 50 年 10 月 1 日以降に受ける医療に係る重度障害者医療費から適用する。

附 則(昭和 52 年 5 月 1 日規則第 14 号)

この規則は、昭和 52 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 8 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 58 年 2 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 60 年 3 月 30 日規則第 18 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 59 年 10 月 1 日から適用する。ただし、改正後の春日市重度心身障害者医療費助成条例施行規則第 4 条第 1 項第 2 号の規定は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の春日市重度心身障害者医療費助成条例施行規則第 3 条第 1 項に規定する受給資格者に対する医療証の交付については、なお従前の例による。(春日市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 春日市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(昭和 49 年規則第 20 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(春日市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の一部改正)

- 4 春日市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則(昭和 58 年規則第 28 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(昭和 61 年 8 月 5 日規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 12 月 28 日規則第 26 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 年 1 月 1 日から施行する。

(春日市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 2 春日市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則(昭和 60 年規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略



附 則(平成5年3月31日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の春日市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成6年9月30日規則第19号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の春日市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則(平成11年3月29日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第2号の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年7月2日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月25日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の春日市重度心身障害者医療費助成条例施行規則に定める様式による申請書等は、この規則による改正後の春日市重度心身障害者医療費助成条例施行規則に定める相当様式による申請書等とみなす。

附 則(平成14年9月27日規則第48号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日規則第16号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日規則第60号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成18年10月31日規則第66号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式第 5 号から様式第 7 号までの様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 23 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式第 1 号から様式第 3 号までの様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成 20 年 8 月 15 日規則第 50 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成 20 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 春日市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例(平成 20 年条例第 28 号)附則第 2 項の規定による重度障害者医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対する重度障害者医療証の交付については、この規則による改正後の春日市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則の規定により、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日規則第 34 号)

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 28 日規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後のそれぞれの規則の規定は、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 6 月 24 日規則第 46 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則(平成 28 年 3 月 25 日規則第 19 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 6 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日において春日市子ども医療費の支給に関する条例(昭和 49 年条例第 22 号)の規定による子ども医療費の受給資格の認定を受けている者は、第 1 条の規定による改正後の春日市子ども医療費の支給に関する条例施行規則第 3 条第 3 項の規定による申出をした者とみなす。ただし、当該申出をしない旨を市長に申し出た者については、この限りでない。
- 3 施行日において春日市重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和 49 年条例第 23 号)の規定による重度障害者医療費の受給資格の認定を受けている者は、第 2 条の規定による改正後の春日市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則第 3 条第 3 項の規定による申出をした者とみなす。ただし、当該申出をしない旨を市長に申し出た者については、この限りでない。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 42 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 7 月 4 日規則第 82 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 春日市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(平成 28 年条例第 32 号)附則第 3 項の重度障害者医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対する重度障害者医療証の交付については、この規則による改正後の春日市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則の規定により、施行日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。